

京都市告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成29年10月27日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社 t r e e（代表社員 水上 雅雄）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市山科区四ノ宮神田町19番地303号

3 事業所の名称

相談支援事業所コネクト

4 事業所の所在地

京都市山科区四ノ宮神田町19番地ヴィラ大成303号

5 指定する事業の種類

計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援

6 指定年月日

平成29年10月21日

7 事業所番号

2634181586

(保健福祉局障害保健福祉推進室)